



# 山形県公報

令和3年2月26日(金)

号 外(9)

## 目 次

### 条 例

- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 3
- 山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例…………… (財 政 課) … 同
- 山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等  
新型コロナウイルス感染症対策基金条例…………… (スポーツ振興・地域活性化推進課) … 4

### この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (人事課)
 

行政組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例 (県条例第2号) (財政課)
  - 1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている地域経済及び県民生活を支援する事業を実施するため、山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
  - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
  - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
  - 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
  - 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
  - 6 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)
- ◇ 山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 (県条例第3号) (スポーツ振興・地域活性化推進課)
  - 1 令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会並びにこれらの競技会に関する行事に参加する選手その他の関係者の受入れに際して行う新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための事業及び市町村が実施する当該事業の支援に関する事業を実施するため、山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
  - 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
  - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)

- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第6条関係）
- 6 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

---

## 条 例

---

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第1号

#### 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「健康福祉部健康福祉企画課」を「健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例をここに公布する。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第2号

#### 山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例

##### （設置）

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている地域経済及び県民生活を支援する事業を実施するため、山形県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### （積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

##### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

##### （運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

##### （繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### （処分）

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

##### （委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和3年2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第3号

#### 山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会並びにこれらの競技会に関する行事に参加する選手その他の関係者の受入れに際して行う新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延防止のための事業及び市町村が実施する当該事業の支援に関する事業を実施するため、山形県東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。